

廃棄物処理施設変更許可申請書関係書類一覧表（申請者が法人の場合）

インデックス番号、添付書類名	記載項目	詳細な内容
1. 事業計画書 (当初から変更となる部分については変更前後が分かるように記載する)	①事業者名及び住所	事業者の名称、住所等を明記する。
	②事業の目的	事業の目的を明記する。
	③事業実施場所	事業の実施場所を明記する。
	④施設処理能力	(〇〇単位/日、△△時間)、(〇〇単位/時間)
	⑤廃棄物の処理計画	事業で予定する年間や月間の廃棄物の処理量・処理物の発生量等について明記する。
	⑥搬入計画	運搬車両の主な搬入・搬出経路、台数
	⑦処理する廃棄物の排出元	処理する廃棄物の予定される排出事業者、場所等を明記する。
	⑧処理後の用途、販売先等	処理後の資材の用途・販売先等を明記する。
	⑨その他	事業計画として必要と思われる項目、PRしたい項目等を追加して記載する。
2. 変更後の廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 (当初から変更となる部分については変更前後が分かるように記載する)	①当該施設の設定概要	当該施設及びその付帯施設の構造、仕様、配置等が分かる資料を整理する。 施設の処理能力をどのように計算して算出したかわかる資料を添付する。 施設本体や建屋等の構造計算書も添付する。
	② " の装置仕様	
	③ " の設計図面、カタログ等	
	④ " の処理能力算定資料	
	⑤付帯施設の図面等	
	⑥その他構造を明らかにする資料	
3. 変更後の維持管理に関する計画を記載した書類	①排ガスの性状・放流水の水質等について周辺地域の生活保全のため達成することとした数値	変更後の施設の排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活保全のため達成することとした数値を算定した資料を添付する。
	②排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	変更後の施設の排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度について算定した資料を添付する。
	③その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	施設の変更により維持管理に関する事項が変更となる場合、その内容について明記する。
4. 書類、図面、処理工程図 (当初から変更となる部分については変更前後が分かるように記載する)	①(最終処分場の場合)周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	最終処分場の周囲の地形、地質を測量したデータ等、地下水の状況がわかる水質検査調査書等の書類及び図面を添付する。
	②(最終処分場以外の施設)処理工程図(作業フロー)移動式の場合は駐機場と移動先に分けて作成する。	搬入、計量、保管、選別、処理、搬出等に関して、その方法や用途などをフローにしているだけ詳細に分かりやすく図示する。
5. 当該廃棄物処理施設の付近の見取図		
5-1 位置図、配置図等 (当初から変更となる部分については変更前後が分かるように記載する)	①位置図	青森市内での位置が分かるもの。 1/50,000～1/1,000等の地図上で付近集落や主要道路との距離や位置関係がわかるもの。 1/1,000以下で事業地内での施設の配置が詳細にわかるもの。
	②見取図	
	③配置図等	
5-2 設置場所の登記簿等 (変更、追加がある場合)	①土地登記簿謄本	施設を設置する土地の所有者及び地籍を証明するための登記簿謄本、地図等
	②公図、17条地図	
5-3 土地の所有権、使用权を証明する書類 (変更、追加がある場合)	①賃貸契約書等	土地を借地して使用する場合は、使用权を証明できる賃貸借契約書等を添付する。
6. 変更後の廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類		
6-1 構造基準及び維持管理基準 (当初から変更となる部分については変更前後が分かるように記載する) (移動式の場合は駐機場と移動先に分けて作成)	①構造基準とそれに対する対応策(別紙1参照)	廃棄物処理法に規定される構造基準を記載し、基準に適合するための対応策を併記する。
	②維持管理基準とそれに対する対応策(別紙2参照)	廃棄物処理法に規定される維持管理基準を記載し、基準に適合するための対応策を併記する。
	③廃棄物の保管場所の図面及び容量算定計算書	廃棄物の保管場所及び処理物の保管場所の寸法の入った図面を作成し、その容量計算を明記する。 (廃棄物の比重はその根拠の添付又は県外廃棄物搬入事前協議での重量換算値を使用する。)

6-2 維持管理計画書 (当初から変更となる部分については変更前後が分かるように記載する) (移動式の場合は駐機場と移動先に分けて作成)	①運転時間 (タイムスケジュール)	運転時間や休憩時間等を明記する。	
	②設備の点検項目とその頻度及び記録簿	施設の点検項目等や記録簿等の様式の添付及びその点検頻度等を記載する。	
	③生活環境への対処方法	生活環境影響項目に対する環境保全方法等についての体制を明記する。	
	④維持管理体制及び緊急時連絡先	施設の監視体制及び連絡体制について系統図等で明記する。	
6-3 技術的能力を説明する書類	①技術管理者の設置を証明する書類 ※技術管理者が当該法人に雇用されていることを証明する書類を添付すること。(役員等である場合は除く)	法第 22 条に規定される技術管理者を設置することを証明する書類 ((財)日本環境衛生センターで実施される講習会を修了したことを証明する修了証の添付等)	
7. 変更後の廃棄物処理施設の維持管理に関する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類 (当初から変更となる部分については変更前後が分かるように記載する)	①施設の変更に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	当該施設の変更に要する土地の取得費用、各施設購入費用等の資金を算出した書類(施設の売買契約書等)及びその資金の調達方法を証明する書類を記載又は添付する。	
	②施設の変更に要する費用の総額及びその費用の調達方法を記載した書類	変更後の施設を維持管理するために要する費用を算出した資料及びその費用の調達方法を証明する書類を記載又は添付する。	
8. 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類	①貸借対照表 (決算報告書等)	直前3事業年度分	
	②損益計算書	〃	
	③株主資本等変動計算書、個別注記票	〃	
	④納税証明書	〃	
	⑤所得税の納付すべき額及び納付額を証する書類	直前3事業年度分 確定申告書及び同別表(1, 2, 4及び16に限る)の写し	
9. 定款又は寄付行為及び登記簿謄本	①法人の定款		
	②法人の登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	(申請時から直前3ヶ月以内の登記簿謄本)	
10. 住民票の写し、登記されていないことの証明書等			
10-1 廃棄物処理法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し等 ※青森市に住所を有する者は「添付書類省略に係る同意書」をもって、省略することができます。	①役員 の住民票の写し (本籍が表示されたもの)	申請時から直前3ヶ月以内のもの	
	②役員 の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等 (以下「医師の診断書等」という。)	〃	
10-2 5%以上の株主又は5%以上の額に相当する出資者の住民票の写し等 ※青森市に住所を有する者は「添付書類省略に係る同意書」をもって、省略することができます。	①株主又は出資者の住民票の写し (本籍が表示されたもの)	申請時から直前3ヶ月以内のもの	※株主、出資者に法人がある場合は、その法人の登記簿謄本の
	②株主又は出資者の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	〃	
10-3 使用人の住民票の写し等 ※青森市に住所を有する者は「添付書類省略に係る同意書」をもって、省略する	①使用人の住民票の写し (本籍が表示されたもの)	申請時から直前3ヶ月以内のもの	
	②使用人の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃	
	③登記されていることの証明書を提出した	〃	

ことができます。	役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	
1 1. 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類	申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからハまでに該当しないことを誓約する書面	
1 2. 先行許可証 (廃棄物処理法施行規則第 11 条第 8 項)	①産業廃棄物収集運搬業(変更)許可証 ②産業廃棄物処分業(変更)許可証 ③特管産廃収集運搬業(変更)許可証 ④特管産廃処分業(変更)許可証 ⑤産廃処理施設設置(変更)許可証	平成 12 年 10 月 1 日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して 5 年を経過しない許可を受けている場合は、先行許可証の提出により 10-1～10-3 の住民票等の添付が省略できる。
1 3. その他	①委任状(代理人申請する場合) ②関係法令に関する届出書等	代理人に対する委任状と代理人の身分証明書等関係法令で他部署に提出した届出書類の写し
1 4. 生活環境影響調査書	①廃棄物処理法に基づく内容の調査書	法に規定する内容を満たす調査書を添付する。

(別紙1)

木くず・がれき類の破碎施設の構造基準

構造基準	基準を満たしていることの説明、その対応策
○共通基準 (廃棄物処理法施行規則第12条)	
(第1号) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	
(第2号) 削除	
(第3号) 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	
(第4号) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	
(第5号) 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	
(第6号) 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	
(第7号) 産業廃棄物の受入れ設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	
○個別基準 (同法施行規則第12条の2)	
(第9項第1号) 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他必要な装置が設けられていること。	

※ 当初から変更がある部分は、変更前後が分かるように記載すること。

※ 木くず・がれき類の破碎施設以外の産業廃棄物処理施設の場合は、上記項目を廃棄物処理法施行規則第12条の2に規定されているもののうち申請施設に該当する項目に変更すること。

(別紙2)

木くず・がれき類の破碎施設の維持管理基準

維持管理基準	基準を満たしていることの説明、その対応策
○共通基準 (廃棄物処理法施行規則第12条の6)	
(第1号) 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	
(第2号) 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	
(第3号) 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	
(第4号) 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	
(第5号) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	
(第6号) 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	
(第7号) 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	
(第8号) 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的な放流水の水質検査を行うこと。	
(第9号) 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	
○個別基準 (同法施行規則第12条の7)	
(第9項第1号) 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	

※ 当初から変更がある部分は、変更前後が分かるように記載すること。

※ 木くず・がれき類の破碎施設以外の産業廃棄物処理施設の場合は、上記項目を廃棄物処理法施行規則第12条の7に規定されているもののうち申請施設に該当する項目に変更すること。

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

青森市長

様